

答 申 情 第 2 2 5 号

令 和 8 年 7 月 1 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年5月15日付け都建指第15号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

令和6年4月4日付紛争調停申出書に係る公文書一部公開決定事案（諮問情第377号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和7年3月26日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「松ヶ崎プロジェクト（令和6年度第1号及び第3号審査請求事件に係る建築計画）に関する紛争調整申出書及び紛争調停申出書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する（以下、同じ。）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「令和6年4月4日付け紛争調停申出書」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和7年4月15日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号及び第7号に該当

調整会議概要については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第18条の規定により公開しないとされているため。

- (3) 審査請求人は、令和7年4月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち「別紙3 調整会議概要」の11項目を非公開とした部分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件公文書について

本件公文書は京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例（以下「中高層条例」という。）第19条第1項に基づき、令和7年4月4日に●●から市に対して提出された、中高層建築物等の建築主又は工事施工者と近隣関係

住民（以下「関係当事者」という。）の紛争を解決するための調停の申し入れに係る文書である。

(2) 条例第7条第1号及び第7号に該当することについて

調整会議は、建築に係る事業者と近隣住民との間で生じる諸問題について協議するものであり、その概要は個人に関する情報を多分に含むものであることから、条例第7条第1号に該当する。

また、中高層条例第18条の規定は、中高層建築物等について紛争が生じた場合に行われる調整の手續について公開しないことを定めたものであり、当該非公開箇所は調整会議の内容に当たる。よって、法令（条例を含む）の規定により明らかに公開することができないとされている情報であることから、条例第7条第7号に該当する。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 審査請求に係る処分は、次のとおり違法不当である。

(2) 「紛争調停申出書」（令和6年4月4日付け）の別紙3の調整会議概要（11項目）全部について、当該「条例第18条」（※）には該当しないのに、違法に黒塗りされており、地域住民等に対する説明義務違反、誠実対応義務違反等が重大である。

※ 中高層条例を指す。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、中高層条例第19条第1項に基づき、令和7年4月4日付けで処分庁に提出された紛争調停申出書であり、「紛争調停申出書」、「別紙1（紛争の相手方の住所氏名）」、「別紙2（調停を求める事項）」、「別紙3（紛争調整会議概要）」及び「別紙4（紛争調停申出人及び近隣関係住民一覧表）」で構成されている。

(2) 本件審査請求の争点について

審査請求人は、本件処分において非公開とされている部分のうち、「別紙3（紛争調整会議概要）」に記載されている調整会議概要の11項目（以下「本件非公開部分」という。）について公開を求めていることから、当審議会においては本件非公開部分の妥当性についてのみ、以下検討する。

(3) 本件処分について

ア 処分庁は、紛争調整会議は、建築に係る事業者と近隣住民との間で生じる諸問題について協議するものであり、その概要は個人に関する情報を多分に含むものであることから、条例第7条第1号に該当すると主張する。

また、中高層条例第18条の規定は、中高層建築物等について紛争が生じた場合に行われる調整の手續について公開しないことを定めたものであり、本件非公開部分は調整会議の内容に当たるから、法令（条例を含む）の規定により明らかに公開することができないとされている情報であり条例第7条第7号に該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件非公開部分は、中高層条例第18条には該当しないと主張する。

(4) 条例第7条第7号該当性について

ア 条例第7条第7号は、法令（条例を含む。）の規定により明らかに公開することができない情報又は法律もしくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から公開してはならない旨の個別的かつ具体的な指示がある情報を非公開とすることを定めている。

法令の規定により公開できないものとは、法令等の明文の規定により公開が禁止されている情報、他の目的への使用が禁止されている情報、個別の法令により具体的な守秘義務が課されている情報、法令の趣旨、目的から判断して、公開することができないことが明らかに認められる情報などを指すとされている。

イ 当審議会から処分庁に対し、中高層条例第18条に規定される調整の手續について確認したところ、そこでいう手續とは紛争調整申出を受け実施する紛争調整会議を指し、当該規定は当該会議を公開しないことを定めているものであるとのことであった。

ウ 当審議会において、「別紙3 調整会議概要」を見分したところ、処分庁が中高層条例第16条の規定に基づく紛争調整申出を受け実施した紛争調整会議に関し、会議の進行や近隣住民側と事業者側等とのやり取りの概要などが記載されていることが認められた。

エ そうすると、本件非公開部分は紛争調整会議に係る情報であり、当該会議は中高層条例第18条において公開しないと規定されていることから、本件非公開部分は、法令等の規定により明らかに公開することができない情報であると認められる。

オ したがって、当審議会としては、本件非公開部分は、条例第7条第7号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

なお、処分庁は、本件処分における非公開部分は同条第 1 号にも該当すると主張するが、同条第 7 号に該当することから同条第 1 号該当性の検討までは要しない。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和 7 年 5 月 1 5 日 諮問

6 月 1 3 日 諮問庁からの弁明書の提出

令和 8 年 5 月 1 1 日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和 8 年度第 1 回会議）

7 月 1 3 日 審議（令和 8 年度第 3 回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 2 部会（部会長 石塚 武志）